

平成 28 年 6 月 23 日

損保ジャパン新潟へ山田理事長から照会（資料①）

平成 28 年 6 月 23 日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

新潟保険金サービス第 2 課御中

協同組合新潟保険接骨師会

理事長 山田正剛

交通事故患者、「M」氏の初期対応についてのご照会

平素より柔道整復業務にご理解を賜り誠に感謝申し上げます。

本日は、御社に当会より、交通事故患者受診の初期対応について問い合わせをしたく、文書にいたしました。以下、ご回答いただきたく存じます。

過日、平成 28 年 5 月 24 日に患者「M」氏が交通事故により怪我をし、当会会員の■■■■接骨院(■■■■院長)に来院し受診を希望しました。■■■■院長は患者「M」氏にその場から損害保険ジャパン日本興亜株式会社新潟支店担当者の■■■■氏に受診希望の連絡を依頼し、すぐに担当者■■■■から■■■■接骨院■■■■院長に電話連絡がありました。

その際、治療費の料金に関し、担当者■■■■より「当社の料金表で治療してください」と申し出がありました。■■■■院長は「私が所属している協同組合の目安表があるのでその料金表で治療をしたい」と回答しました。すると担当者■■■■は「わかりました」と言って電話を切りました。その後、患者「M」氏の携帯電話に担当者■■■■より連絡があり「治療は労災基準になっているので■■■■接骨院ではなく他の接骨院か整形外科を紹介します。」と言われました。その後、患者「M」氏は担当者■■■■の紹介を受けた■■■■接骨院以外の医療機関を受診しました。

自動車損害賠償責任保険の保険金等の支払いについては、平成 13 年国土交通省金融庁告示第一号、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の中で、柔道整復等の費用として、「免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする」とされています。さらに、当会の目安表は平成 3 年に作成し、今日まで他の損保会社においても理解を得て治療費の請求の際に使用し、各損保会社より入金されております。したがって、当会の目安表は必要かつ妥当な実費と考えております。

そこで改めて照会をさせていただきます。

<照会 1 >

以上、平成 28 年 5 月 24 日の担当者■■■■、■■■■接骨院■■■■院長、そして患者「M」氏とのやり取りを記しましたが、担当者■■■■と■■■■院長・患者「M」氏の現状までの流れに相違ありませんか？もし誤りがある場合はその内容について、ご回答を

願います。

<照会2>

今回、担当者■■■■と■■■■院長との間で施術料について双方の見解が相違した形となりましたが、治療費は自由料金であるため多様な算定基準が存在しております。しかしながら何の相談もなく、一方的に損害保険ジャパン日本興亜株式会社独自の料金表に従う旨、■■■■院長は押し付けられました。これは担当者■■■■個人のお考えでしょうか？損害保険ジャパン日本興亜株式会社の会社の方針でしょうか？

ご回答願います。

<照会3>

今回、担当者■■■■の初期対応において、患者「M」氏は受診を希望し、連絡依頼をした■■■■接骨院でなく、■■■■接骨院以外の、担当■■■■が紹介する医療機関でなければ治療費を払えないと対応され、希望していなかった医療機関を受診する結果となっています。また、診療を行おうと連絡をした■■■■院長が■■■■に否認をされている結果となっています。

担当の■■■■は双方に受診妨害をしたと御社ではお考えになりますか？

妨害をしたとお考えでなければ、それではなぜ患者「M」氏は希望した■■■■接骨院で治療を受けることができなかつたのでしょうか？

ご回答願います。

ご照会は以上、3点になります。よろしくお願いたします。

なお、この回答については、本状到着より2週間以内に、書面にてのご回答をお願いいたします。